第 3906 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年12月21日 月曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミコレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 信用保証協会の保証料割引制度

Q:信用保証協会には、保証料の割引制度があるそうですが、どのような制度なのですか?

A:一定の中小企業については、割引されることとなっています。

【解説】

信用保証協会とは、信用保証協会法に基づき、中小企業者の金融円滑化を図るために設立された公的な機関で、中小企業者がこの保証協会を利用して事業資金をスムーズに調達をすることを目的としています。

中小企業者が融資を受けるには、この信用保証 協会に信用保証料を支払い、保証の承諾を受けた 後にその信用保証書の交付を受けた金融機関から 借入を行うことになります。

なお、中小企業のうち次の何れかの書類を提出 した会社については、適用利率から0.1%優遇した 金利が適用されることになっています。

- ① 中小企業の会計に関する指針のすべての項目に ついて、財務諸表の作成に携わった税理士、公 認会計士が適用状況を確認した書類
- ② 会計参与を設置している旨の登記を行った事項 を示す書類
- ③ 公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを 示す監査報告書の写し







